

## 南あわじ市小規模工事契約希望事業者登録実施要綱

### (目的)

第1条 この訓令は、南あわじ市（以下「市」という。）が発注する小規模工事について、受注機会の拡大と均衡により地域経済の活性化を図るため、市内の事業者のうち契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる工事)

第2条 この訓令において、対象となる小規模工事とは、小規模な維持工事及び施設等の修繕工事で次の各号に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 2 に定める随意契約によるもの
- (2) 工事の内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもの
- (3) 1 件の発注金額が 30 万円以下のもの

### (登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、市内に本社の法人登記がある法人（以下「法人事業者」という。）、市内に商業登記又は住民登録がある個人事業者（以下「個人事業者」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除くものとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する破産者及び成年被後見人並びに被保佐人若しくは被補助人で、復権を得ないもの（以下「破産者等」という。）
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により入札に参加させないこととした者で、その期間を経過していないもの
- (3) 南あわじ市契約規則（平成 17 年規則第 39 号）第 3 条に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (5) 市税を完納していない者（誓約などによる分納者を除く。）
- (6) 公共の発注の相手方として不適当と認められる者

### (登録申請)

第4条 契約希望者は、南あわじ市小規模工事契約希望事業者登録申請書（様

式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録を申請する者が法人事業者の場合は、商業登記簿謄本
- (2) 登録を申請する者が個人事業者の場合は、商号登記簿謄本又は住民票
- (3) 希望する業種を履行するために必要な許可書、資格者証等
- (4) 市税に係る納税証明書

2 登録申請の手続き及び受付時期等は別に定める。

(業者登録等)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、これを審査し、適當と認めたものを南あわじ市小規模工事契約希望事業者登録名簿(以下「希望事業者名簿」という。)(様式第2号)に登録するものとする。

2 前項の審査により、当該申請の内容が妥当でないと認めるときは、市長は理由を付して申請者に通知するものとする。

3 希望者名簿の有効期間は、当該登録(追加登録を含む)が認定されたときから次期の定期の登録申請に基づく登録の認定のときまでとする。

(小規模契約の発注)

第6条 市は、小規模工事に該当する工事の契約に係る業者の選定に際しては、希望事業者名簿の登録者に対し、積極的に見積り参加及び受注の機会を与えるよう努めるものとする。

ただし、小規模工事に該当する工事の契約に係る事業者を、競争入札参加資格者名簿に登載されたもののうちから選定することを妨げないものとする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録名簿に登載された登録者は、次の各号の1つに該当したときは、南あわじ市小規模工事契約希望事業者登録事項変更届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 登録事項に変更があったとき
- (2) 南あわじ市に、法人事業者の場合は法人登記が、個人事業者の場合は商号登記又は住民登録がなくなったとき
- (3) 競争入札参加資格者名簿に登録したとき
- (4) 営業を休止若しくは廃止したとき

第8条 登録名簿の登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、市長は直ちに登録を抹消することができる。

- (1) 前条第1項第2号又は第3号に該当したとき
- (2) 第3条ただし書各号に該当するとき
- (3) 虚偽の申請を行なったことが判明したとき
- (4) 契約した小規模工事の履行に関し、不正又は著しく不誠実な行為があつたとき

2 市長は、前項第2号から第4号の規定により、登録を抹消した者に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、契約希望事業者の登録等に関する必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。